

第1章

計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

無電柱化は都市の防災機能の向上、安全・円滑な通行空間の確保、景観形成・観光振興を目的とした施策であり、平成28年12月には「無電柱化の推進に関する法律」が公布・施行され、無電柱化を計画的かつ迅速に推進することが示されました。

群馬県では緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の形成および群馬県の観光資源や歴史・文化遺産と一体となった魅力ある景観づくりを目的に、「群馬県無電柱化推進計画」を策定し、道路管理者と電線管理者の官民連携による無電柱化の推進を目指します。

【本県での自然災害による電柱倒壊の被害例】



竜巻による電柱倒壊
(H21.7.27 竜巻 国道354号)



大型台風による電柱倒壊
(H27.9.8 台風18号 県道沼田大間々線)

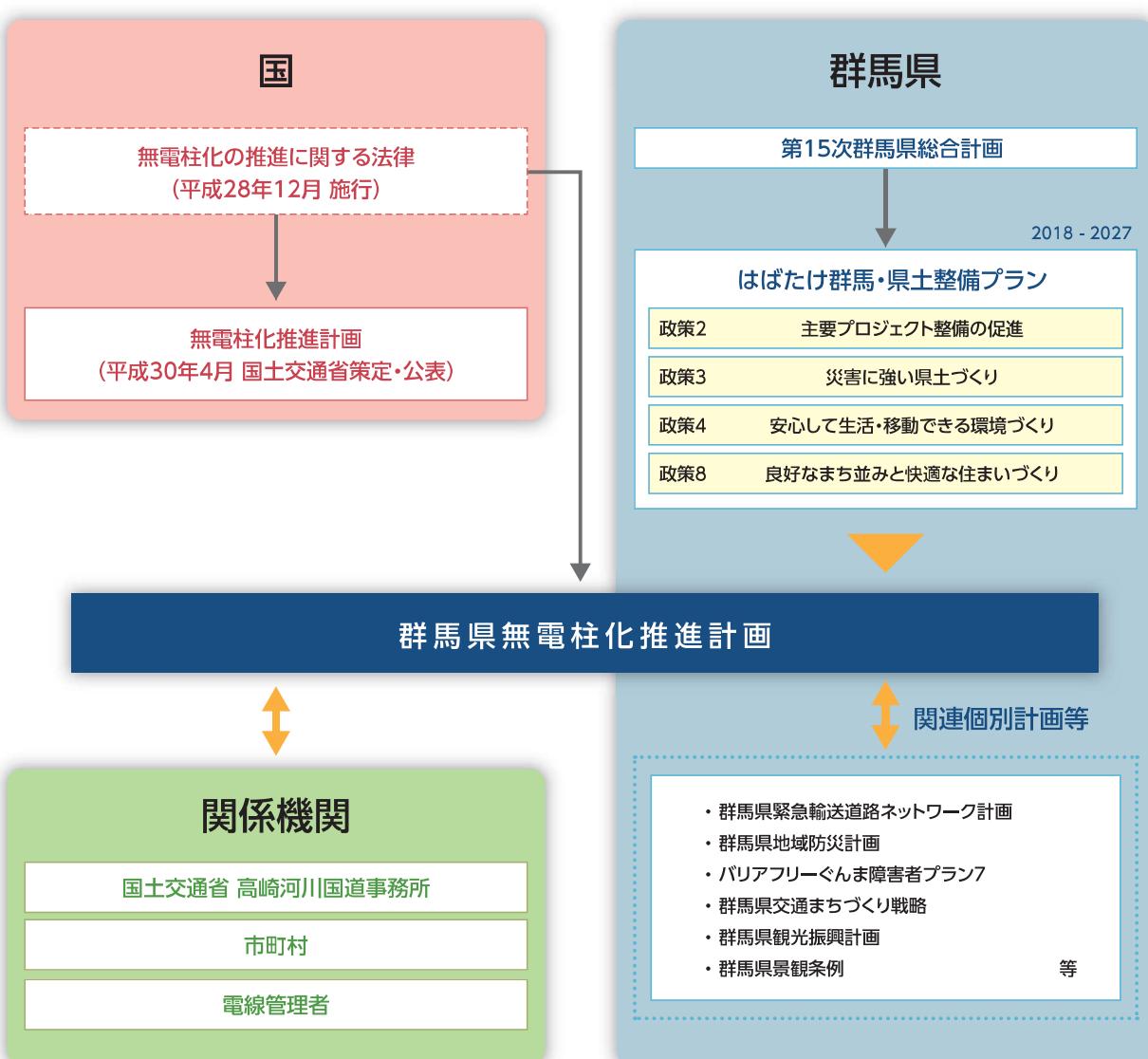
【無電柱化の定義】

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る)の道路 上における設置を抑制しおよび道路上の電柱又は電線を撤去すること。(「無電柱化の推進に関する法律」より)

2. 位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」の第8条に規定される「無電柱化推進計画」として、県政運営の羅針盤となる「第15次群馬県総合計画」、群馬県の社会资本整備に関する基本的な考え方をまとめた「はばたけ群馬・県土整備プラン」の重点施策である無電柱化事業を、群馬県全体で一層推進することを目的として、今後における各道路管理者の具体な方針を示すものです。



【群馬県無電柱化推進計画の位置づけ】

(2) 計画対象路線と計画期間

① 計画対象路線

本計画では、群馬県全域における国道、県道および市町村道を計画対象路線とします。

(計画・事業中の新設道路も含む)

② 計画期間

本計画は、2019年度(平成31年度)～2028年度の10年間を対象とし、無電柱化の推進に関する基本方針、整備方針、実施計画を定め、概ね5年毎に見直しを行うものとします。